

障害者基本法の一部を改正する法律案の概要（※衆議院における修正を含む）

総則（公布日施行）

目的

- ・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念
- ・ 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を掲げる

障害者の定義

身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁（事物・制度・慣行・観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（社会モデルの観点を反映）

基本原則

- ・ ①地域社会における共生や、②言語（手話を含む）等の意思疎通手段の選択の機会の確保等を新たに掲げる
- ・ 差別等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、現に必要としている障害者が存し、かつ、負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨を規定

施策の基本方針

- ①性別・生活の実態に応じた施策の策定・実施や、②障害者その他の関係者の意見の尊重を規定

基本的施策（公布日施行）

医療・介護等

- ・ 自立のための適切な支援の例示に「保健」を追加
- ・ 身近な場所において医療・介護等が受けられるよう必要な施策を講ずるほか、その人権を十分に尊重しなければならない旨を規定

教育

- ・ 可能な限り障害の有無にかかわらず共に教育を受けられるよう配慮する旨を規定
- ・ 年齢・能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障害者である児童等に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない旨を規定
- ・ 障害者の教育に関し、環境の整備（調査・研究、人材の確保・資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備等）を促進する旨を規定

療育（新設）

- ・ 障害者である子どもが身近な場所において療育等の支援を受けられるよう必要な施策を実施する旨を規定
- ・ 療育に関する環境の整備の促進（研究・開発・普及の促進、専門的知識・技能を有する職員の育成等）を規定

職業相談等

障害者の多様な就業の機会の確保を規定

公共的施設のバリアフリー化

バリアフリー化の推進が図られるべき交通施設に車両、船舶、航空機等の移動施設が含まれることを明記

情報の利用におけるバリアフリー化等

- ・ 円滑な意思疎通等のために必要な施策の例示として、意思疎通を仲介する者の養成及び派遣を規定
- ・ 災害等の場合における必要な情報の迅速・的確な伝達を規定

相談等

- ・ 障害者の意思決定の支援への配慮を規定
- ・ 障害者・家族等からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、支援（障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援等）を適切に行う旨を規定

文化的諸条件の整備等

「文化」という表現を「文化芸術」に改める

防災・防犯（新設）

障害者が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、防災・防犯に係る必要な施策を実施する旨を規定

消費者としての障害者の保護（新設）

障害者の消費者としての利益の擁護・増進が図られるようにするため、適切な方法による情報提供等を実施する旨を規定（事業者については情報提供等の努力義務）

選挙等における配慮（新設）

障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設・設備の整備等を実施する旨を規定

司法手続における配慮等（新設）

障害者が権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等を実施する旨を規定

国際協力（新設）

国際的協調の下に施策を推進するため、外国政府・国際機関等との情報交換等を実施する旨を規定

など

障害者政策委員会等（公布日から1年以内に施行）

障害者政策委員会（中央障害者施策推進協議会を改組）

所掌事務に①障害者基本計画の実施状況の監視、②必要に応じた関係大臣等への勧告等を追加

地方における合議制の機関（地方障害者施策推進協議会を改組）

所掌事務に地方における障害者施策の実施状況の監視を追加

検討

- ・ 施行後3年を経過した場合において、改正後の障害者基本法の施行の状況について検討を加え、必要な措置を実施
- ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、障害者に対する支援体制の在り方（地域における保健・医療・福祉の相互の有機的連携の確保等）について検討を加え、必要な措置を実施